

令和元年度第2回長久手市子ども・子育て会議次第

日 時 令和元年9月18日(水)

午後2時30分から

場 所 長久手市役所 保健センター3階会議室

1 あいさつ

2 議 題

検討事項

- ・第2期長久手市子ども・子育て支援事業計画の位置付けについて【資料1】
- ・第2期長久手市子ども・子育て支援事業計画の施策体系の考え方【資料2】
- ・第2期長久手市子ども・子育て支援事業計画の施策の体系について【資料3-1】【資料3-2】
- ・ライフステージごとの支援について【資料4】

3 その他

長久手市はあいさつ運動に取り組んでいます

まちづくり、まずは笑顔でこんにちは

令和元年度長久手市子ども・子育て会議委員名簿

	区分	推薦依頼先	役職名	委員名
1	福祉、保健、医療及び教育に関する団体又は機関を代表する者	学校法人愛知医科大学	学校法人愛知医科大学 人事・厚生室室長	アンドウ 伊オホ 安藤 功臣
2	公募による市民	—	—	イトウ リナ 伊藤 里菜
3	公募による市民	—	—	ウエダ カズトシ 上田 一稔
4	福祉、保健、医療及び教育に関する団体又は機関を代表する者	東名古屋医師会長久手支部	ながくて西クリニック院長	エンドウ カズオ 遠藤 一夫
5	子どもの保護者	長久手市立保育園保護者会 連絡協議会	長久手市立長湫西保育園 保護者会会長	オオスカ シノ 大須賀 詩乃
6	福祉、保健、医療及び教育に関する団体又は機関を代表する者	社会福祉法人 長久手市社会福祉協議会	社会福祉法人 長久手市社会福祉協議会会長	キタ カズノリ 喜多 一憲
7	福祉、保健、医療及び教育に関する団体又は機関を代表する者	長久手市民生委員児童委員協議会	主任児童委員	スズキ タエコ 鈴木 多恵子
8	公募による市民	—	—	スズキ トモミ 鈴木 朋美
9	福祉、保健、医療及び教育に関する団体又は機関を代表する者	愛知県瀬戸保健所	愛知県瀬戸保健所所長	スズキ ヤスモト 鈴木 康元
10	福祉、保健、医療及び教育に関する団体又は機関を代表する者	子育て支援ネットながくて	子育て支援ネットながくて会長	タバタ カヨコ 田端 香代子
11	子どもの保護者	長久手市立小中学校PTA連絡協議会	長久手市立南小学校PTA会長	ツカモト リカズ 塚本 紀和
12	子どもの保護者	長久手市子ども会連絡協議会	長久手市子ども会連絡協議会 常任顧問	テラソエ マユミ 寺添 眞弓
13	福祉、保健、医療及び教育に関する団体又は機関を代表する者	長久手市内幼稚園代表	愛知たいよう幼稚園園長	ナカムラ ユウコ 中村 友子
14	福祉、保健、医療及び教育に関する団体又は機関を代表する者	長久手市立小中学校校長会	長久手市立北小学校校長	ナツメ トモヨシ 夏目 知好
15	学識を有する者	愛知県公立大学法人 愛知県立大学	愛知県公立大学法人 愛知県立大学教育福祉学部 教育発達学科教授	ヤマモト リエ 山本 理絵

* 50音順、敬称略

事務局

所属等	役職	氏名
子ども部	部長	浅井 雅代
子ども部	調整監	青木 健一
子ども部	次長兼子ども未来課長	門前 健
子ども部子ども未来課	課長補佐（保育、児童担当）兼 児童係長	西本 拓
	保育係長	武田 憲明
	主事	今津 正文
子ども部子ども家庭課	課長	出口 史朗
	課長補佐（療育支援担当）兼 療育支援係長	岡藤 彰彦
	課長補佐（家庭担当）兼 家庭係長	鈴木 晶子
福祉部健康推進課	課長	浅井 俊光
	主幹兼母子保健係長	遠藤 佳子
	専門員	與語 奈緒子

席次表

保健センター3階会議室

愛知県公立大学法人 愛知県立大学 教育福祉学部教育発達学科 教授 山本 理絵			
学校法人愛知医科大学 人事・厚生室 室長 安藤 功臣		子育て支援ネット長久手 会長 田端 香代子	
公募委員 上田 一穂		長久手市立南小学校PTA 会長 塚本 紀和	
長久手市民生委員 児童委員協議会 主任児童委員 鈴木 多恵子		長久手市子ども会 連絡協議会 常任顧問 寺添 眞弓	
公募委員 鈴木 朋美		愛知たいよう幼稚園 園長 中村 友子	
愛知県瀬戸保健所 所長 鈴木 康元		長久手市立北小学校 校長 夏目 知好	
		事務局	事務局
* 50音順、敬称略	事務局	事務局	

廊下

○長久手市子ども・子育て会議条例

平成25年6月28日

条例第25号

改正 平成31年3月29日条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第3項の規定に基づき、長久手市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 法第77条第1項に掲げる事務を処理するため、子ども・子育て会議を置く。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 子ども・子育て会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 子どもの保護者
- (3) 福祉、保健、医療及び教育に関する団体又は機関を代表する者
- (4) 公募による市民
- (5) その他市長が特に必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議(次項及び第3項において「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども部子ども未来課において処理する。

(平31条例3・一部改正)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(長久手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 長久手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年長久手村条例第2号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成31年条例第3号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

第2期長久手市子ども・子育て支援事業計画の 位置付けについて

ながくて未来図(第6次長久手市総合計画)/2019.3
～基本目標2 子どもが元気に育つまち～

第2次長久手市地域福祉計画/2019.3

第2期長久手市子ども・子育て支援事業計画

- ◆子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- ◆次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」
- ◆母子保健計画策定指針に基づく「母子保健計画」
- ◆母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「母子家庭等及び寡婦自立促進計画」
- ◆児童福祉法等に基づく「子どもの最善の利益を実現する子どもの権利保障」※
- ◆子どもの貧困対策法に基づく「子どもの貧困対策」※
- ◆児童虐待防止法に基づく「児童虐待対策」
- ◆発達障害者支援法に基づく「発達障害児支援」

- ◆ながふく障がい者プラン/2018.4
- ◆長久手市健康づくり計画(第2次)/2016.3
- ◆長久手市教育振興基本計画)/2019.3
- ◆第3次長久手市男女共同参画基本計画)/2019.3 等

※新たな視点による計画への位置付け

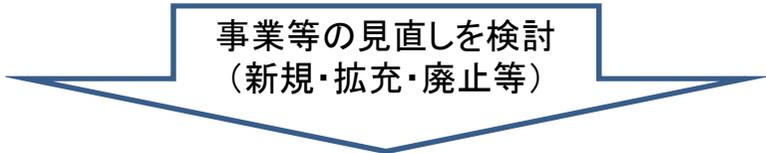
<位置付け>

ながくて未来図(第6次長久手市総合計画)を上位計画とし、
長久手市地域福祉計画の内容を踏まえ、放課後子ども総合プラン
及び母子保健計画等を包含した総合的な子ども・子育て支援分野
の事業計画

第2期長久手市子ども・子育て支援事業計画の施策体系の考え方

子ども・子育て支援法に基づく各事業

- ・児童福祉法改正
- ・長久手市子育てアンケート
- ・長久手市これからの母子保健に関するアンケート 等



<基本理念>

子どもを通して家族と地域の輪が広がるまち
ながくて

<基本目標>

- ①教育・保育環境が充実したまちづくり
- ②子育て支援が充実したまちづくり
- ③安心して子どもを産み育てられるまちづくり
- ④地域が一丸となって子育てを支えるまちづくり

<施策の柱>

- 1 教育・保育サービスの充実
- 2 多様な子育て支援サービスの充実
- 3 仕事と子育てを両立するための環境整備
- 1 子育て支援ネットワークづくり
- 2 社会的支援が必要な家庭・児童への支援体制の充実
- 3 子育て情報の提供と相談体制の充実
- 1 ライフステージに応じた適切な支援の推進
- 2 すべての子どもが健やかに成長するための保健施策の充実
- 1 身近な地域で支え合う子育て支援の充実

基本施策
(資料3)

事業
(資料3)

第2期 長久手市子ども・子育て支援事業計画 施策の体系について(案)

基本目標	主な事業
1 教育・保育環境が充実したまちづくり	① 教育・保育サービスの充実
	(1) 教育・保育サービスの量的拡充
	継続 保育所の改築※
	継続 地域型保育事業の推進※
	継続 認定こども園への移行の案内
	(2) 教育・保育サービスの質の向上
	継続 幼稚園運営に対する補助
	継続 保育士研修への参加
	継続 1歳児保育事業の保育士配置の充実
	継続 保育所の自園調理の拡充
	継続 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業の実施※
	(3) 教育・保育サービス利用者等の負担軽減
	継続 児童クラブ利用料の軽減
	廃止 私立幼稚園就園奨励費補助金の支給
	廃止 私立幼稚園通園助成金の支給
	継続 保育料の軽減
	継続 認可外保育施設利用者への支援
	継続 実費徴収に係る補給給付を行う事業の実施※
	(4) 放課後の子どもの居場所づくり
	拡充 放課後児童健全育成事業(児童クラブ・学童保育所)・放課後子ども教室の実施※
	拡充 児童館の改築
	継続 児童館事業の実施
	② 多様な子育て支援サービスの充実
	(1) 選択肢を増やす多様なサービスの充実
	継続 延長保育事業の実施※
	拡充 土曜日保育の時間延長の検討
	継続 病児・病後児保育事業の実施※
	継続 休日保育の実施
	拡充 一時預かり事業の充実※
	継続 出産祝い事業の実施
	継続 子育て短期支援事業の実施※
	継続 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の実施※
	新規 産休明け保育の実施
新規 子どもの預かり事業の実施	
継続 地域子育て支援拠点事業の実施※	
継続 児童館事業の実施(再掲)	
③ 仕事と子育てを両立するための環境整備	
(1) 男女が共に子育てに参加することへの支援	
継続 男女が共に子育てができる働き方の実現のための啓発	
継続 男女共同参画基本計画の推進	

基本目標	主な事業
2 子育て支援が充実したまちづくり	① 子育て支援のネットワークづくり
	(1) 子育て支援のネットワークづくりの推進
	継続 地域子育て支援拠点事業の実施(再掲)
	継続 子育てサークルや子育てボランティアの支援
	② 社会的支援が必要な家庭・児童への支援体制の充実
	(1) 児童虐待防止対策の推進
	拡充 家庭児童相談の充実
	継続 要保護児童等に対する支援体制の強化
	拡充 子ども家庭総合支援拠点事業の実施
	継続 DV防止対策の充実
	(2) 子どもの貧困対策の推進
	拡充 ひとり親家庭への総合的な支援のための窓口強化及び相談体制の強化
	継続 子どもの生活・学習支援の充実
	継続 ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施
	拡充 ひとり親家庭等生活支援事業の充実
	継続 女性相談事業の実施
	継続 子ども食堂の実施
	継続 生活保護受給者等就労自立促進事業の実施
	継続 生活困窮者自立支援事業の実施
	継続 自立支援教育訓練給付金の実施
	継続 高等職業訓練促進給付金の実施
	継続 児童クラブ利用料の軽減(再掲)
	継続 保育料の軽減(再掲)
	継続 母子・父子家庭福祉資金貸付事業の実施
	継続 子ども医療費助成の実施
	継続 母子・父子家庭医療費助成の実施
	継続 遺児手当(愛知県・長久手市)の支給
	継続 助産施設入所措置事業の実施
	継続 児童手当の支給
	継続 児童扶養手当の支給
	拡充 関係機関や地域住民と連携した支援の充実
	③ 子育て情報の提供と相談体制の充実
	(1) 利用者支援体制の充実
継続 利用者支援事業の実施※	
継続 家庭児童相談の充実(再掲)	
新規 子育て応援アプリの導入	
継続 地域子育て支援拠点事業の実施(再掲)	

基本目標	主な事業
3 安心して子どもを 生み育てられるまちづくり	① ライフステージに応じた適切な支援の推進
	(1) 妊娠から産後の育児までの継続した支援体制の整備
	継続 利用者支援事業の実施(再掲)※
	拡充 関係機関との連携強化
	継続 妊娠届出書アンケートの確認と面談の実施
	継続 訪問事業の実施※
	拡充 産前・産後サポート事業の整備
	継続 地域保健活動の実施
	(2) 妊産婦及び乳幼児への啓発・相談事業の充実
	拡充 健康教育(各種教室)の実施
	拡充 健康相談(各種相談)の実施
	継続 訪問事業の実施(再掲)※
	継続 地域保健活動の実施(再掲)
	継続 利用者支援事業の実施(再掲)※
	② すべての子どもが健やかに成長するための保健施策の充実
	(1) 健全な妊娠への啓発と促進
	継続 思春期保健の実施
	継続 不妊治療費助成事業の実施
	(2) 妊産婦及び乳幼児の健全な発達への支援
	拡充 妊産婦健康診査費用の一部公費負担の実施※
	拡充 乳幼児健康診査・相談等の実施
	継続 歯科保健の実施
	(3) 障がいのある児童とその家族への支援の充実
	廃止 障がい児通園施設「すぎのこ教室」の充実
	継続 障がい者自立支援協議会等を活用した支援体制の構築
	新規 関係機関の連携及び(仮称)発達支援室の設置による療育支援体制の強化
	新規 発達相談業務の充実
	拡充 巡回相談の実施
	新規 児童発達支援センターの整備・運営
	継続 障がい児保育の実施

基本目標	主な事業
4 子育てが一丸とな るまちづくり	① 身近な地域で支え合う子育て支援の充実
	(1) 身近な地域で支え合う子育て支援の推進
	継続 ボランティア活動の推進
	継続 保育所での野菜づくり
	継続 地域共生ステーションの活用
	継続 子ども会への支援
	新規 市民の力を活かした子育て支援施策の推進
	(2) いつでも相談できる人がいる地域づくりの推進
	継続 保育所地域活動事業(たけのこクラブ)の実施
	継続 地域保健活動(再掲)
	継続 育児相談事業の実施
拡充 関係機関や地域住民と連携した支援の充実(再掲)	

※量の見込みを踏まえて再検討

○児童福祉法等に基づく「子どもの最善の利益を実現する子どもの権利保障」
・子どもの権利を守るための取組

新規・拡充・廃止事業等の詳細について

1 教育・保育環境が充実したまちづくり

① 教育・保育サービスの充実

(1) 教育・保育サービスの量的拡充

	事業名	内容
継続	保育所の改築	待機児童の解消や快適な保育環境確保のため、上郷保育園の移転により、定員の増加をはかります。 また、保育の利用希望状況を調査し、今後の保育需要に対応できるよう長湫東保育園の改築等、保育施設の整備に努めます。
継続	地域型保育事業の推進	

(3) 教育・保育サービス利用者等の負担軽減

	事業名	内容
廃止	私立幼稚園就園奨励費補助金の支給	幼児教育・保育の無償化により、授業料の軽減がされるため支給事業を廃止します。
廃止	私立幼稚園通園助成金の支給	

(4) 放課後の子どもの居場所づくり

	事業名	内容
拡充	放課後児童健全育成事業（児童クラブ・学童保育所）・放課後子ども教室の拡充	就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生児童を対象に、適切な遊びと生活の場を提供する放課後児童健全育成事業は、現在、市が運営する児童クラブ（8か所）と父母会が運営する学童保育所（4か所）があります。また、放課後等に小学校の教室を活用し、小学生が安心・安全に集える居場所として様々な体験・自主学習・交流活動を行う放課後子ども教室は、4か所で実施しています。 今後も放課後の居場所に関する事業については、利用ニーズが増加傾向かつ多様化しているため、開所時間や利用料金、市民や民間資源を活用した運営形態の見直し等について検討を行います。また、事業の計画的な整備に向け、実施場所や人員の確保等の検討も行います。
拡充	児童館の改築	施設の老朽化に伴い、農村環境改善センター多目的広場（グラウンド）に児童館を新設し、現在の上郷児童館から児童館機能を移設します。なお、多目的広場には、上郷保育園及び児童発達支援センターとの一体的な整備を行います。

② 多様な子育て支援サービスの充実

(1) 選択肢を増やす多様なサービスの充実

	事業名	内容
拡充	土曜日保育の時間延長の検討	現在、公立3園、民間4園で土曜保育の午後6時までの実施を行っていますが、時間延長対象園について検討を行います。
拡充	一時預かり事業の充実	現在、公立4園、民間1園で実施している一時保育について、令和2年度中に上郷保育園の移転新築に併せて事業を実施します。
新規	産休明け保育の実施	生後まもない乳児が対象となるため、現行の施設及び衛生管理等を検討の上、産後57日目からの産休明け保育の実施に取り組みます。
新規	子どもの預かり事業の実施	子育て中の保護者を対象に医療機関・健診の受診や短時間の就労及び買い物等の間、育児から離れる時間を確保することを目的に保育の一時預かり事業とは別に短時間、一時的に子どもを預かる事業を実施します。
継続	地域子育て支援拠点事業の実施	地域の子育て支援拠点施設で、子育てに不安や悩みを抱える家庭に対する育児相談や育児に関する情報共有のほか、子どもの発達や子どもへの接し方や遊び方、幼児食などの育児講座や保護者同士の交流の場の提供を行います。また、ニーズに応じ拠点施設等については検討をしていきます。

2 子育て支援が充実したまちづくり

② 社会的支援が必要な家庭・児童への支援体制の充実

(1) 児童虐待防止対策の推進

	事業名	内容
拡充	家庭児童相談の充実	家庭児童相談室において育児やしつけの相談、児童虐待の通告や相談、子どもの発達や子どもに関する幅広い問題についての相談のほか、DVに関する相談・支援を行います。相談件数が増加していることから、相談員の増員、質的向上を行うなどして、体制について強化を図ります。
拡充	子ども家庭総合支援拠点事業の実施	「子ども家庭総合支援拠点」（別紙）とは、地域の全ての子どもや家庭の相談に対応する子どもへの支援の専門性を持った機関・体制をいいます。虐待対応のみではなく、すべての子どもや家庭の相談を受ける場として、家庭児童相談室の充実が求められ、子育て世代包括支援センターや要保護児童対策地域協議会、児童相談所との連携が必要となります。 拠点としての業務は、子ども家庭支援全般に係る業務、要支援・要保護児童等への支援業務、その他の必要な支援があり、関係機関との連絡調整により包括的な相談支援体制を活用して多角的な支援を行います。 また、要保護児童対策調整機関としての役割も合わせ持ち、関係機関の連携を推進していくために、すべての子ども家庭支援について対応する体制が必要です。そのため、子ども家庭の実情の把握や相談等を行う人員の確保や職員の資質向上を進めます。

(2) 子どもの貧困対策の推進

	事業名	内容
拡充	ひとり親家庭への総合的な支援のための窓口強化及び相談体制の強化	母子・父子家庭や寡婦の方の自立を目的に、生活の安定や子育ての相談、就業に関する相談を自立支援員が行います。まずは、児童扶養手当の現況届等の窓口の活用や訪問により困りごとの把握をします。その上で、世帯に応じた就労や子育て、生活全般について総合的な支援を、関係機関と連携しながら、適切に進められるよう人的強化等の体制整備を進めます。
拡充	ひとり親家庭等生活支援事業の充実	事業内容については、児童扶養手当の現況届等の窓口の活用や訪問によりニーズを把握し、その結果により決定し、事業を展開します。 現時点での事業は、年齢や学年が上がることにより必要になる経費やその時期、それより事前に行うべき準備に関する情報の周知する目的で、進学説明会や生涯設計等に関する講演会を開催しています。
拡充	関係機関や地域住民等と連携した支援の充実	子育て相談やDV相談、生活困窮等について、社会福祉協議会等の関係機関との連携を図ります。また共生ステーションを始めとした地域住民との連携も推進していきます。

③子育て情報の提供と相談体制の充実

(1) 利用者支援体制の充実

	事業名	内容
新規	子育て支援アプリの導入	子育てに関する各種サービス、相談窓口、教育・保育施設や地域型保育、地域の子育て支援事業その他関係情報について、現在は、ながくて福祉ガイド、広報紙・ホームページ等で周知していますが、子育てに関する行政情報サービスを総合的に発信するため、子育て応援アプリの導入を検討します。

3 安心して子どもを産み育てられるまちづくり

① ライフステージに応じた適切な支援の推進

(1) 妊娠から産後の育児までの継続した支援体制の整備

	事業名	内容
拡充	関係機関との連携強化	子育て支援分野の利用者支援事業特定型、母子保健分野の利用者支援事業母子保健型及び家庭児童相談室との連携を推進し、子育て世代包括支援センターの機能を強化することで、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を行います。
拡充	産前・産後サポート事業の整備	産前及び産後の母体の体調管理を行い、心身共に安心・安全に自信をもって家族全体で育児に取り組めるよう、産前・産後ヘルパー派遣事業や産後ケア事業訪問型を実施し、産前・産後のケアに取り組みます。また、産後ショートステイ等の支援事業の展開を検討し、整備していきます。

(2) 妊産婦及び乳幼児への啓発・相談事業の充実

	事業名	内容
拡充	健康教育（各種教室）の実施	妊婦やその夫を対象とした「パパママ教室」、父親、母親及び家族を対象とした「育児に関する教室」「のびのび計測」等を行い、情報提供を図り、保護者の交流の場を提供します。
拡充	健康相談（各種相談）の実施	気軽に相談できる場所や場面の確保に努め、月齢や年齢に応じた育児のことや、子どもの発達について相談しやすい環境整備に努めます。また、臨床心理士、精神保健福祉士等の専門職の相談員を配置することで相談体制の充実を図ります。

(3) 障がいのある児童とその家族への支援の充実

	事業名	内容
廃止	障がい児通園施設「すぎのこ教室」の充実	新たに（仮称）発達支援室（後述）及び児童発達支援センター（後述）を設けることで、すぎのこ教室の機能を充足できることから、発展的解消とします。
新規	関係機関の連携及び（仮称）発達支援室の設置による療育支援体制の強化	障がい福祉の枠組みにとらわれず、医療、保健、保育、教育、福祉といった児童に関わる多くの機関が連携を密にして療育支援体制を構築する必要があることから、市の療育支援体制全体を統括する（仮称）発達支援室を設置します。発達が気になる児童の早期発見・早期アセスメントからその家族を含めた包括的な支援のほか、重症心身障がい児、医療的ケア児も含め、関係機関との連絡調整を担います。また、課題解決のため、必要に応じて関係機関による検討を行います。検討の場として既存の障がい者自立支援協議会等を活用し、その結果を、障がい児施策だけでなく、子ども・子育て支援施策の枠組みにおいても施策に反映させていきます。
新規	発達相談業務の充実	子どもの発達に関する相談窓口を（仮称）発達支援室に集約し、小児精神科医や臨床心理士が発達の専門相談と発達確認を行います。発達確認の結果説明と合わせて、その後必要な支援やサービスについて案内します。障がいのある児童を対象とした相談支援事業の相談支援員が、市内の保育所等への巡回相談を実施します。特に就学前の児童及びその保護者に対する支援を行います。
拡充	巡回相談の実施	（仮称）発達支援室の相談員が、市内の保育所・幼稚園、学校等関係機関への巡回相談を実施します。障害児通所支援の一つである、「保育所等訪問支援」とは別の位置づけとし、関係機関の職員や保護者からの相談に対応するほか、障がい児の早期発見、早期対応のための助言等を行います。
新規	児童発達支援センターの整備・運営	当面の間は親子通園施設すぎのこ教室において、知的発達や運動発達の面で心配があると思われる児童を対象に支援を行います。児童発達支援センターを整備し、就学前児童への法定の療育プログラムである児童発達支援等を行うことで、障がいのある児童が身近な地域で安心して療育を受けることができる体制を構築します。

② すべての子どもが健やかに成長するための保健施策の充実

(2) 妊産婦及び乳幼児の健全な発達への支援

	事業名	内容
拡充	妊産婦健康診査費用の一部公費負担の実施	妊娠初期から産後の母胎の健康管理を目的に、妊産婦健康診査の費用を一部公費負担とし、定期的に医療機関で健康診査を受診しやすい体制を整備します。
拡充	乳幼児健康診査・相談等の実施	定期的に子どもの発達を確認して、疾病の早期発見や早期治療へとつなげることを目的として、3～4か月児、10～11か月児、1歳6か月児、3歳児、3歳8か月児、5歳児等を対象とした健康診査・健康相談を実施します。その他、乳児健診を医療機関で受診する費用及び新生児聴覚検査を受診する費用を一部公費負担とし、月齢に対応した健診を実施します。また、発達等が心配な子どもに対しては経過を確認し、保護者には必要な情報提供や相談を行う等の支援を行います。乳幼児健康診査・相談では、育児状況や保護者の不安を把握するとともに、育児不安に早期に対応して虐待の予防に努めます。

4 地域が丸となって子育てを支えるまちづくり

① 身近な地域で支え合う子育て支援の推進

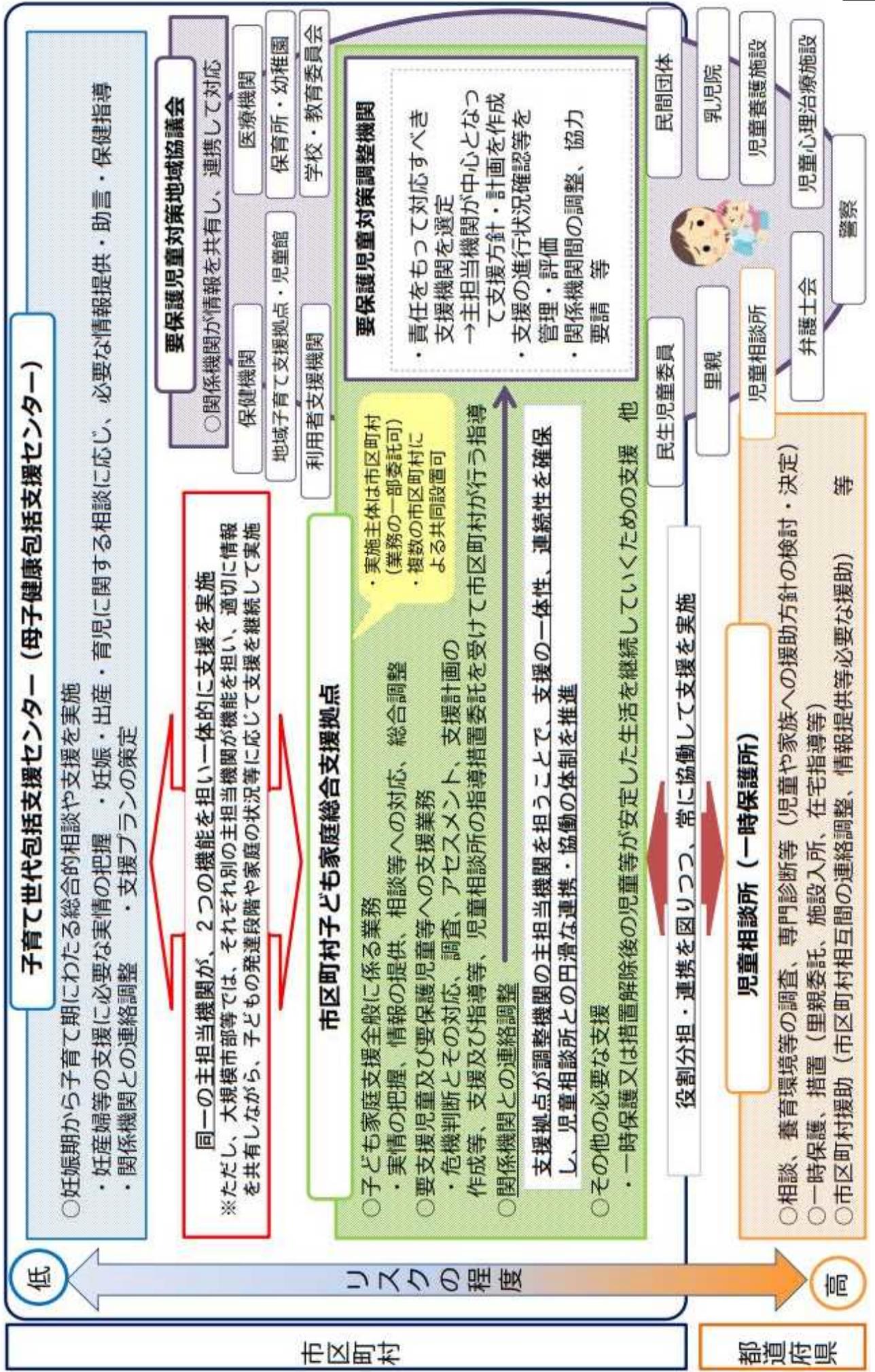
(1) 身近な地域で支え合う子育て支援の推進

	事業名	内容
新規	市民の力を活かした子育て支援施策の推進	地域全体で子育て家庭を支えていく観点から、市民の方が主体となり対応していくことができるよう、必要な環境づくり等を推進します。

○ 児童福祉法等に基づく「子どもの最善の利益を実現する子どもの権利保障」

	内容
子どもの権利を守るための取組	児童福祉法の改正を踏まえ、「自立した社会性のある大人への成長」、「子どもの視点に立ったまちづくり」、「権利の侵害からの救済」の3つの視点により、子ども家庭総合支援拠点事業の実施や、保育所・児童館等において、すべての子どもの権利が侵害されることがなく、また、子どもが主体となる環境を推進します。

市区町村における児童等に対する必要な支援を行う体制の関係整理（イメージ図）



ライフステージごとの主な支援について

